職場におけるハラスメント対策推進セミナー開催要項

　令和２年６月１日に施行された改正労働施策総合推進法に基づき、令和４年４月１日から、これまで努力義務だった中小企業における「パワーハラスメント防止措置」が義務化されました。

　また、厚生労働省は、２月２５日に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を公表しています。

　このため、ハラスメントのない、安心して働ける就業環境の実現に向けて、道内企業における対応を促進するため、以下のとおりセミナーを開催します。

記

１　対象者

　　道内企業の労務管理担当者

２　開催日時

　　令和４年４月２７日(水)　１４：３０～１６：００

３　開催方法

　　ZOOMを活用したオンライン方式

４　主催

　　北海道経済部労働政策局雇用労政課

５　プログラム予定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | | 時間 |
| （１） | 開会 | ５分 |
| （２） | あいさつ |
| （３） | ハラスメント全般  ※パワハラ中小義務化への対応を中心に | ３０分 |
| （４） | カスタマーハラスメント  マニュアルの説明 | ４０分 |
| （５） | 特別相談窓口  センター　紹介 | ５分 |
| （６） | 質疑応答 | １０分 |
|  | | ９０分 |

　※プログラムは変更となる場合があります。

６　その他

　　セミナーの様子は撮影し、後日動画を配信する予定です。